

件名	愛媛県地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例
主管課	税務課
根拠法令等	農村地域工業等導入促進法の一部を改正する法律 (平成29年6月2日公布、平成29年7月24日施行)

**【改正の概要】**

○ 地域再生法の改正による引用条項ずれの改正

- ・法第5条第19項の規定により県内の区域に係る法第5条第1項に規定する地域再生計画が公示された日  
⇒ 法第5条第18項の規定により県内の区域に係る法第5条第1項に規定する地域再生計画が公示された日

施行日	公布の日
-----	------

**【その他参考事項】**

○特別措置の概要 (減収額の75%は、地方交付税で措置)

1 不均一課税

(1) 対象税目

- ・移転型事業：事業税、不動産取得税
- ・拡充型事業：不動産取得税

(2) 要件

(移転型事業・拡充型事業共通)

- ・新設又は増設した設備の取得価額が3,800万円(中小企業者は1,900万円)以上。
- ・地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定を受けた者
- ・特定業務施設において常時雇用する従業者数10人以上(中小企業者は5人以上)
- ・地方活力向上地域特定業務施設整備計画実施期間中に増加されると見込まれる常時雇用する従業者数10人以上(中小企業者は5人以上)  
(※中小企業者：資本金1億円以下)

(移転型事業)

- ・東京23区内の事業所が移転したものであること。
- ・対象施設において増加させる常時雇用する従業者数の過半数が東京23区内の事業所からの転勤者であること。